

砂 川 市 規 則 第 2 0 号
令和 5 年 6 月 2 6 日

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市中小企業等振興条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市中小企業等振興条例施行規則（平成7年規則第20号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第1号中「1年」を「6月」に改め、同項第2号中「第2条」を「条例第2条」に改める。

第20条本文中「に規定する」の次に「信用保証料の補給は、当該融資に係る信用保証料の全額を、同条に規定する」を、「2分の1を」の次に「、それぞれ」を加え、同条ただし書中「ただし、」の次に「当該利子の補給は、」を加える。

第21条第1項を次のように改める。

信用保証料及び利子の補給を受けようとする者は、毎年度、次に掲げる期間ごとに、砂川市中小企業等振興融資信用保証料・利子補給申請書（別記様式第10号）を当該期間の末日の属する月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第1期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2期 8月1日から11月30日まで
- (3) 第3期 12月1日から3月31日まで

第21条に次の1項を加える。

- 3 市長は、前項の規定により補給を行うことに決定した者に対し、当該者から提出された第1項の申請書を受理した日の属する月の末日までに信用保証料及び利子を補給するものとする。

附則第2条第1項中「減少している場合」の次に「又は営業実績が1年1月未満の者で、最近1月間の売上高が過去3月間（最近1月を含む。）の平均売上高に比べ5パーセント以上減少している場合」を加え、同条第2項中「第18条第3項に定める別表第2の規定にかかわらず、」を削る。

別表第2の表中

「

運転資金	100万円未満	1年以内
	100万円以上～300万円未満	3年以内
	300万円以上～500万円以内	7年以内

」

を

「

運転資金	500万円以内	7 年以内 (1 年以内の据置期間を含む。)
------	---------	-----------------------------

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。